

福井市企業局条件付き一般競争入札（事後審査型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福井市企業局が発注する委託契約について、福井市企業局条件付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第1条に規定する条件付き一般競争入札において、条件付き一般競争入札（事後審査型）による実施の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領に別段の定めがない事項については、実施要領に定めるところによる。この場合において、実施要領中「条件付き一般競争入札」とあるのは、「条件付き一般競争入札（事後審査型）」と読み替えるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、「条件付き一般競争入札（事後審査型）」とは、入札参加者の負担軽減、発注者の入札参加資格確認事務の効率化並びに入札の透明性の向上及び公正な競争の促進を図るため、開札後に、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格があると確認された者を落札者として決定する方式により行う条件付き一般競争入札をいうものとする。

（対象案件）

第3条 条件付き一般競争入札（事後審査型）の対象案件は、原則として、実施要領第2条各号のいずれかに該当するものとする。

（入札の公告事項に係る読み替え等）

第4条 条件付き一般競争入札（事後審査型）による場合における実施要領第5条第1項第2号の規定の適用については、同号ア中「確認申請書等（第7条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下この号において同じ。）を提出する時点」とあるのは「当該入札が公告された時点」と、同号イ、ウ、カ中「確認申請書等を提出する時点」とあるのは「入札書を提出する時点」とする。

2 条件付き一般競争入札（事後審査型）による場合における実施要領第5条第1項第3号の規定の適用については、同号イの規定は適用せず、同号オ中「入札参加資格がある旨の確認を受けて」とあるのは「入札書の提出時」とする。

3 条件付き一般競争入札（事後審査型）による場合には、実施要領第5条各号に掲げるもののほか、入札方式を条件付き一般競争入札（事後審査型）とする旨を公告するものとする。

（入札参加資格の確認に関する特例）

第5条 条件付き一般競争入札（事後審査型）による場合には、実施要領第7条、第8条及び第10条の規定は、適用しない。

（事後審査型に係る落札者の決定）

第6条 条件付き一般競争入札（事後審査型）による場合における落札者の決定は、実施要領第14条の規定にかかわらず、次条から第11条までに定めるところにより行うものとする。

（落札決定の保留）

第7条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内かつ、当該入札において最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格以上で最低の価格で入札した者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）を宣言し、落札者の決定を保留するものとする。

（確認申請書等の提出等）

第8条 入札執行者は、前条の規定により第1順位の落札候補者を宣言したときは、電子入札システムを使用する方法により、入札書の受付を行った全ての入札参加者に対し第1順位の落札候補者を通知するとともに、第1順位の落札候補者に対し、確認申請書等（実施要領第7条第1項に規定する確認申請書等をいう）の提出を求める旨を通知するものとする。

2 前項の規定による確認申請書等の提出を求める旨の通知を受けた第1順位の落札候補者は、当該入札公告に定められた期限までに確認申請書等を提出しなければならないものとする。ただし、入札執行者が別に提出期限を指定した場合は、この限りでない。

3 第1順位の落札候補者が辞退しようとするときは、前項に定める期限までに、辞退の理由を添えて届け出なければならない。ただし、確認申請書等の提出後は、辞退することができない。

4 第1順位の落札候補者が辞退したとき、第2項に規定する期限までに確認申請書等を提出しなかったとき又は入札参加資格を確認するために入札執行者が行った指示に従わなかったときは、当該第1順位の落札候補者がした入札は、入札参加資格がない者が行った入札とみなす。

（入札参加資格の有無の確認等）

第9条 入札執行者は、第1順位の落札候補者から確認申請書等の提出があったときは、入札書及び当該確認申請書等により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

2 入札執行者は、第1項の規定による確認をした場合において、第1順位の落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、第1順位の落札候補者の次に低い価格で入札した者（次に低い価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「次順位の落札候補者」という。）を宣言するものとする。

3 前条及び前2項の規定は、次順位の落札候補者を宣言した場合について準用する。

4 入札執行者は、入札参加資格があると認める者が確認できるまで前各項の規定の例により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

（落札決定）

第10条 入札執行者は、前条の規定により入札参加資格があることを確認したときは、

速やかに当該入札参加資格があると確認された落札候補者を落札者として決定し、全ての入札参加者に対し、当該落札者を電子入札システムを使用する方法により通知するものとする。

2 前項に規定する場合において、入札参加資格があると確認された者が複数ある場合には、電子入札システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。

3 落札決定は、第1項の規定による通知が当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。

(入札参加資格不適格の決定)

第11条 入札執行者は、第9条の規定により入札参加資格がないことを確認したときは、当該入札参加資格がないと確認された者に対して、その旨を電子入札システムを使用する方法により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について、実施要領第9条の例により、説明を求めることができるものとする。

(再度の資格確認)

第12条 第10条第3項の規定により落札決定の効力が生ずるまでの間に、当該落札者と決定された者が入札参加資格を欠くに至ったときは、当該落札者の行った入札は、無効とする。

2 前項に規定する場合においては、第8条から前条までの規定の例により、入札参加資格の確認及び落札決定を再度行うものとする。

(辞退等による指名停止等措置)

第13条 第8条第4項又は第9条の規定により入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないとされたことのみを理由として、以後の入札等について不利益な取扱を受けないものとする。ただし、当該入札に係る行為が著しく不誠実であり、委託契約の相手方として不適当であると認められるときは、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領又は福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止等の対象とする場合がある。

(その他)

第14条 この要領及び実施要領に定めのない事項については、企業管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。